

# 第1講 デジタルアーカイブの基礎

林 知代（岐阜女子大学）

デジタルアーカイブは、「デジタル」と「アーカイブ」という言葉からできた和製英語と言われています。デジタルアーカイブとは何か？デジタルアーキビストに必要な能力は何か？ここでは、言葉の意味と発展の歴史から、基本的な考え方を理解し、今後のデジタルアーカイブの方向性を考えます。

## 【学習到達目標】

- ・デジタルアーカイブとは何か説明できる。
- ・デジタルアーカイブがどのように発展してきたかについて具体例をあげ説明できる。
- ・デジタルアーキビストに求められている能力について具体的に説明できる。

### 1. デジタルアーカイブとは

まずは、デジタルアーカイブとは何か？デジタルアーカイブという言葉の意味から考えてみましょう。

「デジタル」という言葉は、0と1で構成されたコンピューター上で利用できるデータのことであり、情報社会において浸透した言葉です。デジタルの反対語はアナログです。アナログからデジタルに変換することを「デジタル化」、最初からデジタルの状態で作成された情報を「ボーンデジタル」と言います。デジタルアーカイブでは、このデジタル化されたデータやボーンデジタルのデータが活用されています。

「アーカイブ」や「アーカイブズ」というと、日本では、公文書館や公文書館の資料のこととされてきました。国立公文書館の事業理念では、「国立公文書館は国の機関で作成された膨大な公文書の中から、歴史資料として重要なものを選んで保存し、一般に公開してご利用いただくための施設です。保存されている公文書は、日本の歩み文を後世に伝えるための国民共有のかけがえのない財産です。」と宣言されています。

また、英語の archive も、記録（公文書）保管所と訳され、の語源は、古代ギリシアで市民を代表し市民を管理するために法を作成していた上級政務執行官

(アルコン) の家・住居「アルケイオン」(arkheion)とされています。

このまま解釈していくと、デジタルアーカイブは、デジタル化した公文書データになってしまいます。

しかし、現在、デジタルアーカイブで扱われる資料は、公文書とは限りません。図書館や博物館の所蔵資料、教育機関の教材、企業資料から私的な資料まで、様々な収集されたデータがデジタルアーカイブと呼ばれています。

現代社会においては、これらのような様々な資料によって、文化や歴史が紡がれているからではないでしょうか。

したがって、ここでは、現代社会を構成するうえで重要な資料や、後世につたえるべき資料を、デジタル化することで得られるメリットや、デジタルデータを集めることで得られるメリットをいかして活用できるように集めた状態が、デジタルアーカイブであると解釈します。

## 2. デジタルアーカイブの発展の歴史

デジタルアーカイブの出発点は、1996（平成8）年に設立された、デジタルアーカイブ推進協議会（JDAA）にあります。デジタルアーカイブという言葉は、このデジタルアーカイブ推進協議会（JDAA）の準備会議の中で、月尾嘉男氏（東京大学教授（当時））が提案された言葉です。

NTT ダイアルアップ接続開始されたのが1994年、NTT テレホーダイサービスの開始が1995年なので、家庭にインターネットが普及してきた頃です。

2000年には、政府によるe-Japan構想が示され、翌2001年1月には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）がe-Japan戦略を開始しました。

デジタルアーカイブ発展の歴史を、ここでは4つの観点から考えてみます。

まず一つ目は、文化財のデジタル化と活用を目指したデジタルアーカイブの発展です。この分野は、最も早い段階からデジタルアーカイブの発展が推進されてきた分野といえます。

2001年には、文化芸術振興基本法が施行され第二十九条では情報通信技術の活用の推進がうたわれています。2003年には、デジタルアーカイブは、次のように定義されました。

デジタルアーカイブとは、博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品をはじめ有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存等を行うシステムをいう。

博物館、美術館、公文館において、所蔵されていた文化財をデジタル化することにより、現本を保護し、デジタルデータによる文化財の活用を行えるデジタルアーカイブの開発が活発に行われるようになりました。

2004年には、「文化遺産オンライン」（総務省・文化庁）が試験公開されました。（2008正式公開）

二つ目の流れとして、知的財産の活用を目指したデジタルアーカイブの発展があります。

2002年に小泉内閣により「知的財産立国」が提唱し、首相官邸に知的財産戦略会議が発足されました。2003年に知的財産基本法が、2004年にコンテンツ振興法（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）が施行されています。英語の content とは、内容、中身といった意味を指します。情報やデータの中身そのものの価値があることが認識されてきました。

2004年に始まった Google Books プロジェクト（世界の大規模な図書館の著作権切れの蔵書をデジタル化し無料で閲覧できるサービス）に対する危機感により、EU のヨーロピアーナ（Europeana）の制作が計画されたのもこの頃です。

2005年の内閣府 知的財産推進計画2005では、「知的創造サイクル」が大きく取り上げられました。知的創造サイクルとは、知的財産が創造されたら、保護し、活用し、新たな想像につなげて循環させることをさし、著作物や発明などの知的財産を財産としえ守るだけでなく、保護、活用することで次のビジネスチャンスなどにつなげていくことを目指す考え方です。

デジタルデータは複製が簡単であるため、海賊版が出回ることで経済的損失を与える事が問題になる反面、正しく複製や加工して活用させることが重要であることが認識されました。

デジタルアーカイブによるデジタルデータの保存、管理、活用のサイクルは、知的創造サイクルを実現させる手段となり得ました。

三つ目の流れとして、2011年の東日本大震災をきっかけとしたデジタルアーカイブの発展があります。震災によって一瞬で多くの文化財が失われたことや、次の災害に向けて多くの教訓を残すべきであることが改めて認識され、多くの震の震災関連のデジタルアーカイブが開発されました。

2012年にデジタルアーカイブは、次のように定義されました。



文化遺産オンライン



Google Books



ヨーロピアーナ  
Europeana

何らかの方針に基づき、デジタルコンテンツを選択、収集、組織化、蓄積し、長期にわたって保存するとともに利用に供するシステム又はサービス

2012年3月30日 知のデジタルアーカイブに関する研究会

「知のデジタルアーカイブ—社会の知識インフラの拡充に向けて—提言」より引用

デジタルアーカイブの対象が、特に定義されなくなり、保存だけでなく、利用について言及されるようになりました。四つ目の流れとして、近年行われている、ジャパンサーチを核とした、デジタルアーカイブジャパン（デジタルアーカイブ社会の実現）を目指した発展があります。

2017年にデジタルアーカイブ構築機関の連携や、デジタルアーカイブの社会的な共有や活用を目指して、内閣府よりジャパンサーチの構築と「デジタルアーカイブ社会」のイメージが、デジタルアーカイブの構築や利用の推進の方向性として示されました。



「デジタルアーカイブ社会のイメージ」

平成29年4月 デジタルアーカイブの連携に関する 関係省庁等連絡会・実務者協議会

「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」より引用

2017年のデジタルアーカイブは、次のように定義されました。

様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。

デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も「コンテンツ」に含まれるものとした上で、コンテンツの内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする。

平成29年4月 デジタルアーカイブの連携に関する 関係省庁等連絡会・実務者協議会

「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」より引用

2020年には、デジタルアーカイブ構築機関の連携や、デジタルアーカイブの社会的な共有や活用を目指して、ジャパンサーチが公開されました。

2020年には、デジタルアーカイブ構築機関の連携や、デジタルアーカイブの社会的な共有や活用を目指して、ジャパンサーチが公開されました。

「デジタルアーカイブ社会」は、次のように定義されています。

- デジタルアーカイブが日常的に活用され、様々な創作活動を支える社会・学術・文化の基盤となる社会
- デジタルアーカイブによって、日々生み出される様々なデータが共有され、誰でも簡単にアクセスができる、さらに日常的に利活用できるように二次利用条件が整備されていることで、誰もが新しいコンテンツを生み出せる社会



ジャパンサーチ



令和2年8月19日 デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会  
「3か年総括報告書 我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」より引用

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークや遠隔教育が広がり、オープンなデジタルコンテンツを必要とする機械が増え、デジタルアーカイブの必要性が更に高まっています。

このような発展の歴史をとげ、現在、デジタルアーカイブは、経済活動や文化創造を支えるデータやコンテンツの共有基盤になってきたといえます。

### 3. デジタルアーキビストとは

博物館には学芸員（キュレーター）、図書館には司書（ライブラリアン）公文書館には公文書館専門職員（アーキビスト）という専門の職員がいるように、デジタルアーカイブ構築機関にも専門の職員が必要だと考えられます。

現在、デジタルアーカイブ構築関連の法律がなく、デジタルアーカイブ構築の専門職のための法律もありませんが、デジタルアーカイブ構築の専門職のことをデジタルアーキビストと呼ぶようになってきています。

民間資格として、2006年から特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト

資格認定機構によって資格認定が行われている、デジタルアーキビスト資格があります。認定機構では、デジタルアーキビストとは、文化・産業資源等の対象を理解し、著作権・肖像権・プライバシー等の権利処理を行い、デジタル化の知識と技能を持ち、収集・管理・保護・活用・創造を担当できる人材と定義しています。

また、デジタルアーキビスト養成の柱として、①対象・文化の理解、②情報の記録・デジタル化と利用、③法と倫理の3つをあげています。

デジタルアーキビストの活躍が想定される場所や機会は、博物館、図書館、公文書館のような文化施設をはじめ、自治体・公共団体、研究・教育機関、観光業界、クリエイティブ業界など多岐に渡るため、求められる能力もすこしづつ違うことが想定されますが、デジタルアーキビストには、デジタルアーカイブの対象について調査し企画を行う能力、デジタル化や長期保管の技術、コンテンツに付加価値を見出し、インターネット等による情報発信を行う能力、知的財産や個人情報やプライバシーなどの権利に対応する能力、さらには、コーディネートやマネジメントに関する能力なども求められています。



特定非営利活動法人  
日本デジタルアーキビスト資格認定機構

## 課題

1. デジタルアーカイブとは何か自身の立場で説明しなさい。
2. デジタルアーカイブがどのように発展してきたか説明しなさい。
3. デジタルアーキビストに求められている能力は何か自身の立場で説明しなさい。